

「メール」「パソコン内文書」の公文書性アンケート 御協力をお願い

2017年6月29日

各大臣 殿
各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿
各中核市長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
TEL. 052-953-8052 FAX. 052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

最近、電子メール等が情報公開法（条例）の行政文書（公文書）に該当するか否かが議論となっております。国では、行政文書の管理に関するガイドラインを定めているほか、一部の地方公共団体では、電子メールの情報公開についての運用基準を設けています¹。また、首長のメールの「公文書」性について判断した判決例²や審査会答申³も出ております。

当全国市民オンブズマン連絡会議は、これまで、情報公開度ランキング等を通して、情報公開の推進を目指して活動してまいりましたが、今回は、職務上用いるメールならびに公用パソコン内文書の取扱い実態を調査することを目的として、メール等の電子情報の公文書性を問う調査を全1府13省庁・全47都道府県・全20政令市・全48中核市に対して行うこととなりました。集計結果については、来る9月2日、3日に和歌山市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

お手数をおかけいたしますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、7月14日（金）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしく願い申し上げます。

謹 白

¹ ・大阪府：電子メールの公開の考え方

<http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyo1/mail.html>

・大阪市公文書管理条例解釈・運用の手引

[運用]（電子メールの取扱いについて（第3項関係））

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000200154.html>

・大阪市 「市長メール」の配架・管理方法・公開請求時のお願いについて

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000151333.html>

²平成28年9月9日 大阪地裁判決 <https://www.ombudsman.jp/data/160909.pdf>

³川崎市情報公開審査会 平成21年10月13日答申

【諮問第227号】川崎市環境局と神奈川県財産管理課の川崎南高校に関する
打合せの議事録又は報告書の文書不存在の件

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000037947.html>

質問		選択項目	回答欄
	回答日		
	自治体名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
1.知事部局・市長部局において、職員が公用PCで職務上送信・受信するメールそのものについて、公文書に当たるかお答え下さい。(プリントアウトした場合も、メールそのものを対象にしてお答え下さい)			
(1)1対多数メール	職員が1対多数に送ったメール(同報メール、CC、BCC)	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	
(2)1対1メールで、当事者以外がアクセスできるもの(共有サーバーで保存する場合など)	①当該メールがプリントアウトされていないもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	
	②当該メールをプリントアウトし、当事者のみが保有しているもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	
	③当該メールをプリントアウトし、当事者以外が保有しているもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	
(3)1対1メールで、当事者以外がアクセスできないもの(公用PC内のみ保存しているものなど)	①当該メールがプリントアウトされていないもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	
	②当該メールをプリントアウトし、当事者のみが保有しているもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	
	③当該メールをプリントアウトし、当事者以外が保有しているもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)	

質問	選択項目	回答欄
2.知事部局・市長部局において、行政事務の処理又は決定に至る経緯を記載した電子情報(メール以外)について、公文書に当たるかお答え下さい。		
(1)行政事務の処理又は決定に至る経緯を記載した電子情報(メール以外)	①共有サーバーに保存されているもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)
	②職務上使用する公用パソコン内だけに保存されているもの	a) 公文書に当たる b) 公文書に当たらない c) その他(具体的に記載下さい)
3.上記1.2それぞれ回答の根拠となった条例及び規則等があれば、名称と条文をお書き下さい。(別紙も可)		
4.その他、備考やご意見がございましたらお書き下さい。		

ありがとうございました